

下呂市告示第 79 号

市道の供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、市道を次のように供用開始する。

その関係図面は令和 3 年 3 月 29 日から 2 週間、別表の個所において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 3 月 29 日

下呂市長 山内 登

別 表

| 縦 覧 個 所 | 閲 覧 時 間 | 備 考 |
|----------------------------|------------------------------------|-----|
| 下呂市役所 下呂総合庁舎内 建設部 建設総務課 | 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで 但し、土日祭日除く | |

記

| 番 号 | 路 線 名 | 起 点 終 点 | 供用開始の期日 |
|-----|------------|--|--------------|
| 1 | 大島 1 号線 | 下呂市小坂町大島字塚中 1800 番 5 地先から 下呂市小坂町大島字川原 1341 番 1 地先まで | 令和 3 年 3 月 日 |
| 2 | 大島 1 号支線 | 下呂市小坂町大島字上見 1346 番地先から 下呂市小坂町大島字湯ノ平 2125 番地先まで | 令和 3 年 3 月 日 |
| 3 | 横田線 | 下呂市金山町金山字横田 2263 番 2 地先から 下呂市金山町金山字栗本 2602 番 1 地先まで | 令和 3 年 3 月 日 |
| 4 | 中宮支線-4 | 下呂市金山町金山字東横田 2356 番 3 地先から 下呂市金山町金山字東横田 2356 番 1 地先まで | 令和 3 年 3 月 日 |
| 5 | 少ヶ野 23 号線 | 下呂市三原イカダバ 19 番 3 地先から 下呂市三原イカダバ 3 番地先まで | 令和 3 年 3 月 日 |
| 6 | 少ヶ野 23 号支線 | 下呂市三原イカダバ 21 番 2 地先から 下呂市三原イカダバ 9 番 2 地先まで | 令和 3 年 3 月 日 |